

社会福祉法人コスモス
役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人コスモス(以下「法人」という。)の専任役員(以下「専任役員」という。)に関する就任・在任年齢期間及び報酬等について定めるとともに、評議員及びその他の役員にかかる報酬等並びに会長の設置に関することを定める。

(専任役員)

第2条 役員のうち専任役員とは、法人の職員でない理事のうち次の者をいう。

- ① 理事長
- ② 専務理事
- ③ 常務理事

(専任役員の在任年齢及び在任期間)

第3条 専任役員の在任年齢及び在任期間を次のように定める。

- ①専任役員の再任年齢、在任期間については原則として以下に定めるとおりとし、在任期間は任期満了の日までとする。ただし、法人運営等の理由により必要と認められた場合は、評議員会の決議を得て最長2年の延長をすることができる。
- ②非常勤理事長の勤務時間は、常勤理事の一週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内の勤務とする。

名 称	再任年齢	在任期間
常 勤 理 事 長	改選時満65歳未満	任期満了の日までとする
非常勤理事長	改選時満70歳未満	任期満了の日までとする
専 務 理 事	改選時満65歳未満	任期満了の日までとする
常 務 理 事	改選時満65歳未満	任期満了の日までとする

(会長)

第4条 会長は、理事長の推薦により理事会の承認を得て置くことができる。

2 会長は、法人経営に関わる事項の相談に応じることができる。

(役員報酬等)

第5条 専任役員(専任役員)の報酬年額は次に定める額を上限として支給する。

- ① 常勤理事長 750万円
- ② 非常勤理事長 480万円
- ③ 専務理事 720万円
- ④ 常務理事 690万円

2 報酬月額(報酬月額)は年額の12分の1とする。

3 専任役員については、賞与及び退職手当は支給しない。

4 法人の職員を兼ね、職員として給与を受けている場合は、第1項各号の役員報酬は支払わない。

5 役員が役員業務以外の職務に就いた場合は、役員報酬とは別に職務手当を支給する。

6 専任役員は、原則として法人本部にて執務するものとする。

(支給日)

第6条 専任役員の報酬は、毎月25日(支給日が銀行等休業日の場合は、前営業日)に支払う。

2 専任役員以外の報酬及び実費弁償費は、当該会議等に出席した都度に支給する。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第7条 理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第5条に該当する専任役員及び職員理事は、この規程を適用しない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第8条 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第5条に該当する専任役員及び職員理事は、この規程を適用しない。

(監事の報酬等)

第9条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会若しくは運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会(出席)の日に前項の業務にあたった場合は、第1項に規定する報酬等は支給しない。

(出張旅費)

第10条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費について、実費を原則として支給することができる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

6 施設の職員を兼務する役員は適用しない。

(報酬等の公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号規定の報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改正及び廃止は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. 法人設立時役員については、この規程を適用しない。
2. この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
7. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

補則

この規程に定めのない事項に関しては、理事会の承認を得るものとする。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬 *ただし、ここに定める額は源泉徴収税額控除後の額とする。	実費弁償費
理 事	10,000円	旅費規程に基づく旅費を支給
評 議 員	—————	旅費規程に基づく旅費を支給
監 事	弁護士 公認会計士 税理士等	旅費規程に基づく旅費を支給
	20,000円 ※2時間未満の場合は、 10,000円	
	上記以外の者	
	10,000円	

別表 2 (日額)

旅費	宿泊費	その他
実費	10,900円	実費